

京都市監査事務局規程の一部を改正する規程を公布する。

平成21年3月31日

京都市監査委員 高橋 泰一郎

同 井上 教子

同 不室 嘉和

同 出口 康雄

京都市監査委員規程第3号

京都市監査事務局規程の一部を改正する規程

京都市監査事務局規程の一部を次のように改正する。

第6条第二課の項第1号中「理財局，環境局，産業観光局」を「環境政策局，行財政局」に改め，「，会計室」を削り，「区役所」の右に「，消防局」を加え，同条第三課の項第1号中「，総務局」を削り，「文化市民局」の右に「，産業観光局」を，「保健福祉局」の右に「，会計室」を加え，「，消防局」を削る。

附 則

この規程は，平成21年4月1日から施行する。

(監査事務局第一課)